

消費税の軽減税率制度説明会のご案内

(法人会会員用)

主催 米子税務署
共催 公益社団法人米子法人会
外5団体

「消費税の軽減税率制度」が実施されることとなりました

平成31年10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられます。

また、税率引き上げと同時に軽減税率制度が実施されます。

- ★ 対象品目はどのようなもの？
- ★ 事業者にはどのような影響があるの？
- ★ どんなサポートがあるの？

といったことの詳しい説明が聞けます。是非、ご出席ください。

開催日時 平成29年10月18日(水)

① 午前10時から午前11時30分まで

② 午後1時30分から午後3時まで

※ 午前と午後の内容は同一です。

会場 米子市文化ホール(メインホール)

(米子市末広町293番地)

定員 各回600名

(会場の収容人数を超えた場合は、受付を終了させていただくこともあります。)

【お問い合わせ先】 米子税務署法人課税第一部門 (Tel57-3342)

米子法人会事務局 (Tel32-6616)

消費税の軽減税率制度説明会

参加申込書

公益社団法人米子法人会 行

【FAX0859-32-6615】

会社名	午前	午後	参加人員
※ 個人の方は個人名をお書きください。			人

午前・午後のいずれかに○印をお願いします。